

唐玄宗期の県令と誠励

-山東臨沂「勅処分県令碑」と陝西乾県「令長新誠碑」からみた-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2021-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江川, 式部 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21401

唐玄宗期の県令と誠励

―山東臨沂「勅处分県令碑」と陝西乾県「令長新誠碑」からみた―

江川 式部

はじめに

- 一、山東臨沂「勅处分県令碑」について
- 二、陝西乾県「唐令長新誠碑」について
- 三、「勅書」と「新誠」の内容の検討

(一) 日付について

(二) 内容について

- 四、誠励と玄宗期の県令

おわりに

はじめに

一九八二年二月、山東省臨沂市党委員会庁舎の建設現場から唐開元廿四年二月五日の記年をもつ石碑が出土した。この刻石は前後数行が闕けていたが、記年と残文の内容から、張九齡によって起草され、唐玄宗によって下された「处分県令」勅書の碑刻であることが確認された⁽¹⁾。刻石と拓本は現在、山東省臨沂市博物館に保存されている。(図1・2参照)

碑は前半部分に勅文、後半部分に牒文を刻す。この勅文は、当時

の宰相張九齡によって起草されたもので、多少の文字の異同はあるものの、全文が『冊府元龜』や張九齡の文集である『曲江集』、及び『全唐文』等に収められている。

後半の牒文部分には李林甫、張九齡、裴耀卿の名が見える。この勅書が出された半年後の同年十一月には、宰相であった張九齡と裴耀卿がともに失脚し、李林甫の政權独占が行なわれていくのであるが、この碑文はそうした政治的に微妙な動きが始まっていた時期のものとしても大変に興味深い。

ところで、この「勅处分県令碑」に係するものとして、「唐令長新誠碑」という碑刻がある。開元廿四年二月、玄宗は洛陽に滞在していた折、新たに百六十三名の県令を任用し、かれらを宴席に招いた。そして自ら訓示、すなわち「令長新誠」と題する誠論文を作成して、その写本を銘々に下賜した。この玄宗御製「令長新誠」は、写本を手にした県令らによって、往々その任地において刻碑されたため当時同じ内容のものが、いわゆる「唐令長新誠碑」として国内各所に立てられた。当時はどこにもある碑刻であったが、やがて唐朝がほろびると、五代以後は急速に散逸が進んだ。既に宋代には残数を一桁にまで減じており、その後さらに数を減らして、現在では、陝西省乾県(唐の奉天県)の一碑が残るばかりとなっている。

(図3参照)

この両者の関係というのは、おおよそつぎのようなものである。

「勅处分県令碑」と「唐令長新誠碑」は、それぞれ異なる場所に建てられていたものであるが、じつはここに刻される「勅書」と御製

「令長新誠」とは、同日に発布された文書の両片である。さきにも述べたごとく、開元廿四年二月五日、新たに除任された県令百六十三名は、洛陽の朝堂に招かれ、玄宗より食事を賜った。そこで渡された勅書および牒文を刻したものが「勅処分県令碑」であり、このとき玄宗が県令らに示した誠論文を碑に仕立てたのが「令長新誠碑」なのである。

すなわち山東で見つかった「勅処分県令碑」の原本は、下賜された「令長新誠」とともに渡された公文書であり、沂州臨沂県令に任命された張中佺なる人物が、治所に至つてのち記念に刻碑したものである。とされる。「令長新誠碑」が各地に複数存在したのに対し、この勅牒文の碑刻は現在までにこれ一点しか確認されておらず、発見を伝えられた簡報以後、この碑に関する研究はなされていない。

そして一方の「令長新誠碑」についても、その存在が確認されて久しいにもかかわらず⁽²⁾、現在にいたるまであまり注目されてこなかった。これは従来いわれているように、唐から宋初の頃には、この碑がありふれたものであり、世間にその価値を認められていなかった⁽³⁾ということもあるかもしれない。しかしなにより、この碑の内容が唐朝県令への誠励を記したものであったために、王朝交替によって、その存在意義を失ったことが、世間に忘却せられた最大の理由であろう。では、唐代において、とりわけ碑がたてられた開元末において、この「新誠」碑はいかなる意味をもっていたのだろうか。

唐代にはおよそ一千五百七十県があり⁽⁴⁾、このとき「令長新誠」

を受け取った百六十三名が、皆なこれを碑に仕立てていたとすると、唐朝全県の一割以上の県域内にこの碑が建てられたことになる。そしてこうした様子を考慮すれば、この碑が存在し人々の目にふれ続けたことの同時代的意義は、決して小さいものではなかったはずである。本稿では、この二つの碑文を読み解きながら、開元廿四年当時にかうした誠励が、各地の県令に対して交付された意味について、考察を試みたいと思う。

一、山東臨沂「勅処分県令碑」について

以下、録文、復元案、書き下し、語釈、試訳、資料、解説の順に示す。字体は、録文・復元案と書き下し部分については、拓本に基づく範囲で旧字体を用いるが、やむをえず相違を留保した部分もあるため、詳細は図1を参照いただきたい。復元案作成に際しては、後段【資料】掲載の諸文献を参考にした。また書き下し部分挿入の漢数字の割注は、【語釈】の項目に対応しており、【試訳】牒文中の①④は官署間の文書の流れを推定して番号を入れたものである。

【解説】を参照されたい。

【録文】

(前欠)

- 1 □□□□□□□□唯取才實非□□□□□□
- 2 □□□□□□□□浮競之輩未識朕懷俾其宰邑□

- 3 □□□□以煩碎而不專意或以僻遠而不畏□
- 4 □□□俗妨奪爲恒嗷嗷下人於何寄命朕所以
- 5 □興軫念思有以濟之故令吏曹精選才幹□□
- 6 □膺推擇用簡朕心若能理化有成聲實相副必
- 7 有超擢終不食言如其謂人不知唯利是視自速
- 8 負敗兩喪身名智者所圖應不至是各宜勉勵以
- 9 副勤屬並於朝堂坐食食訖好去
- 10 開元廿四年二月五日 中書門下 牒吏部
- 11 新除河南府河陽縣令張舜等 牒前件官等令
- 12 □引舜奉 勅如右牒至准 勅故牒
- 13 □元廿四年二月五日牒 戸部尚書李林甫
- 14 □□□張九齡 侍中裴耀卿 尚□□□□
- 15 □□□□縣令張中佺 牒奉

(後 欠)

- 【復元案】※句読点は筆者挿入、原本空格はそのまま。
- 02 勅處縣令等。自古致理、其在命官。今之所
 - 01 切、莫如守宰。朕每屬意、尤重此官。有善者、雖遠必
 - 1 升、無能者、縱近必廢。唯取才實、非務官資。事亦坦
 - 2 然、天下所見。而浮競之輩、未識朕懷、俾其幸邑、便
 - 3 爲棄地、或以煩碎、而不專意、或以僻遠、而不畏法。
 - 4 浸染成俗、妨奪爲恒。嗷嗷下人、於何寄命。朕所以
 - 5 寢興軫念、思有以濟之、故令吏曹、精選才幹。卿等

- 6 各膺推擇、用簡朕心。若能理化有成、聲實相副、必
- 7 有超擢、終不食言。如其謂人不知、唯利是視、自速
- 8 負敗、兩喪身名。智者所圖、應不至是。各宜勉勵、以
- 9 副勤屬。並於朝堂坐食、食訖好去。
- 10 開元廿四年二月五日。 中書門下、 牒吏部。
- 11 新除河南府河陽縣令張舜等。 牒前件官等、令
- 12 □引舜奉 勅如右。牒至准 勅。故牒。
- 13 開元廿四年二月五日牒。 戸部尚書李林甫
- 14 中書令張九齡。 侍中裴耀卿。 尚□□□□。
- 15 沂州臨沂縣令張中佺。 牒奉。

【書き下し】

勅して県令等を處す。(一)古自り理を致すは、其れ命官に在り。今の切なる所は(二)守宰に如くは莫し。朕毎に屬意し、尤も此の官を重んず。善なる者有れば、遠きと雖ども必ず升り、能なる者無くば、縦い近きとも必ず廢す。唯だ(三)才實を取り、官資を務むるに非ず。事亦た(四)坦然として、天下の見る所なり。而るに(五)浮競の輩は、未だ朕の懷いを識らず、其の(六)幸邑をして、便ち棄地と爲さしめ、(七)或いは煩碎なるを以て意を專にせず、或いは僻遠を以て法を畏れず。★(八)浸染して俗と成し、妨奪して恒と爲す。(九)嗷嗷たる下人は、何に於てか命を寄せん。朕の(一〇)寢興に軫念する所以は、思いて以て之を濟わんとする有り、故に(一一)吏曹をして、才幹を精選せしむ。卿等(一二)各おの推

擇を膺け、用て朕が心を簡け。(二三) 若し能く理化して成す有り、声實相い副わば、(二二) 必ずや超擢有り、終に食言せざらん。如し其れ人の知らざるを謂い、(二四) 唯だ利のみ是れ視れば、(一五) 自ら速かに負敗し、兩つながら身名を喪う。智者の圖る所、応に是に至らざるべし。(二六) 各おの宜く勉勵し、以て勤属に副うべし。並びに(一七) 朝堂に於て坐食し、(一八) 食訖らば好去せよ。

開元廿四年二月五日。(一九) 中書門下、吏部に牒す。(二〇) 新たに河南府河陽縣令張舜等を除す。前件の官等に牒し、令□引舜奉勅すること右の如し。牒至らば勅に准れ。故に牒す。開元廿四年二月五日牒す。(二二) 戸部尚書李林甫。(二二) 中書令張九齡。(二三) 侍中裴耀卿。(二四) 尚□□□□。(二五) 沂州臨沂縣令張中佺。牒し奉る。

※ ★の部分は、史料によってさらに十四字の挿入がある(後段「資料」参照)。「冊府元龜」と『全唐文』ではここに「或以徇己而貪婪、或以畏法而巽懷」という文言が入るが、碑文ではみられない。この理由については判然としないが、文章そのものが勅として公布されたことをふまえると、この十四字は後から加えられたものではなく、もともとあつたものを、公布の前段階で、なんらかの理由により削除した、と考えるのが穏当であろう。

この削除された部分の意味は「或いは己にしたがつて貪欲となり、或いは法を恐れて臆病になる」というものだが、前段の「輕々しく利を貪る輩は」…或以煩碎而不專意、或以僻遠而不畏法(或いは煩

わしいと考えておるそかにし、或いは僻遠であることをいいことに法を畏れない」という部分と対になると、少々くどい感じがするの否めない。おそらくは内容的にみて重複すると判断され、公布時に除かれたのではなからうか。

【語釈】

(一) 古自理を致すは、其れ命官に在り 命官は官吏の任用を行なうこと。致理は致治。「治」を「理」とするのは高宗李治の避諱。太平の治を招き致すの意。

(二) 守宰に如くは莫し。朕毎に属意し 守宰は役人のかしら。官吏。属意は、期待する。望みをかける。

(三) 才実を取り、官資を務むるに非ず 才実は本物の人材。官資は官吏となる資格。

(四) 坦然として、天下の見る所なり 坦然は平らかで平穩なさま。所見は意見。

(五) 浮競の輩 浮競は輕々しく利禄を争い求めること。

(六) 宰邑をして、便ち棄地と為さしめ 宰邑は治める土地の意か?。棄地は見捨てて開拓しない土地。

(七) 或いは煩碎なるを以て意を專にせず 煩碎はわずらわしくこまこましていること。

(八) 浸染して俗と成し、妨奪して恒と為す 浸染はしだいに感化されること。妨奪の「妨」はさまたげる。さまたげ奪うの意か?

(九) 嗷嗷たる下人は、何に於てか命を寄せん 嗷嗷はおおぜい

でがやがやいうさま。下人は百姓。壽命は、政治を委任する、または生命をまかせるの意。

(十) 寢興に軫念する所以は 寢興は寝ることと起きること、転じて朝から晩まで、始終の意。軫念は心を痛める、うれえる。

(一一) 吏曹をして、才幹を精選せしむ 吏曹は吏部のこと。精選は厳密に択ぶ。才幹は能力または能力のある者。

(一二) 各おの推択を膺け 膺はうける、推択は推薦し選び出す。人を採用する。

(一三) 若し能く理化して成す有り、声実相い副わば 理化は治化。民を治めて教化すること。声実は評判と実際。

(一四) 必ずや超擢有り、終に食言せざらん 超擢は他人を飛び越えて、ぬきんで用いる。食言は、一度口から出した言葉をまた口に入れる、すなわち偽る、二言するの意。

(一五) 唯だ利のみ是れ視れば 唯利是視は一心に利益を謀取するを願うこと。

(一六) 自ら速かに負敗し、両つながら身名を喪う 負敗は負けやぶれる。身名は身体と名誉。

(一七) 各おの宜く勉励し、以て勤属に副うべし 勤属は事につとめる。仕事に忠実なこと。

(一八) 朝堂に於て坐食し 朝堂は朝廷。坐食は、座って食事をする、の意。

(一九) 食訖らば好去せよ 食事が終わったならば、気をつけて行け。「好去」は一路平安、道中気をつけて行くように、という決まり

文句。

(二〇) 新たに河南府河陽県令張舜等を除す 河陽県は隋代には河北懷州に属していたが、武徳四年(六二二)に王世充が平定されて、河南府に割属された。のちに河陽三城節度(建中二年設置。治所は孟州。孟州、懷州の二州を管轄)に隸属。畿県。畿県の県令は正六品上だが、ここに見える張舜という人物については不明。

(二一) 戸部尚書李林甫 戸部尚書は尚書省戸部の長官、正三品。李林甫は、開元廿二年(七三四)五月に吏部侍郎から礼部尚書同中書門下平章事に昇進、のち、廿三年十一月に戸部尚書、廿四年七月に兵部尚書に遷った。

(二二) 中書令張九齡 中書令は中書省の長官、正三品。張九齡(六七三或六七八—七四〇)は韶州曲江(広東省曲江)人、字は子寿。長安進士。開元廿一年(七三三)十二月、中書侍郎同中書門下平章事となり、翌年五月に、中書侍郎から中書令に昇進。のち開元廿四年(七三六)十一月に尚書右丞となり知政事を罷めた。

(二三) 侍中裴耀卿 侍中は門下省の長官、正三品。李林甫、張九齡と同じく開元廿二年五月に、黄門侍郎から侍中へ昇進。開元廿四年十一月、尚書左丞となり、張九齡とともに知政事を罷める。

(二四) 尚□□□□ 不詳。この牒は中書門下から吏部へ出されたものであることから、闕郭部分は「尚書吏部」か。

(二五) 沂州臨沂県令張中佺 沂州臨沂県は現在の山東省臨沂市。上県。上県令は、従六品上。張中佺という人物については、他史料上に確認できず不明。

【試 訳】

① 県令等に勅処す。古来太平の世をもたらすものは、官吏の任用にある。今大切なのは官吏より他にはない。朕は常に期待をし、最もこの官を重んじている。善行のある者は、遠くにあつても必ず昇進させるし、成果の無い者は、近くにあつても必ず罷免する。本物の人材を選んで、官吏の資格は問わなかった。選考については平穩であり、天下の意見である。しかしながら、軽々しく利を貪る輩は、いまだ朕の考えを理解せず、その任地を僻地となし、或いは煩わしいと考えておろそかにし、或いは僻遠であることをいいことに法を畏れない。(不法行為が)次第に感化して習慣化し、(よい風習を)妨げ奪つて常態化させてしまえば、多くの民衆は、何を抛り所にすればよいのだろうか。朕が寝てもさめても心を痛めているのは、彼ら民衆を済わんと思うことであり、このために官吏に命じて、能力のある者を厳選させたのである。卿らはそれぞれに推薦をうけて、朕の心配を除いてくれるように。もしよく政治を行なつて成果をあげ、名声と実際とがそろふようであれば、必ず拔擢があること、二言はない。もし人が知らないと思つて、利のみ貪るようなことがあれば、速やかに処罰を下し、名も実も失ふであろう。知恵者であれば、こうした事態には至らないはずである。おのおのよく励んで、勤めを果たすように。朝堂にて坐食をし、食事が終つたならば、気をつけてゆけ。

開元廿四年二月五日。② 中書門下より吏部に牒す。新たに河南府河陽県令張舜等を除す。前件の官等に牒して、令口引舜奉勅すること

右の如くせよ。この牒が至つたならば勅に准れ。故に牒す。開元廿四年二月五日牒す。戸部尚書李林甫。中書令張九齡。侍中裴耀卿。③ 尚□□□□。④ 沂州臨沂県令張中佺。牒し奉る。

【資料】

『曲江集』(『四庫全書』本) 卷七

『冊府元龜』卷一五八帝王部・誠勛

★「或以徇己而貪婪、或以畏法而異愼」十四字有り。

『冊府元龜』卷一一〇帝王部・宴享

『唐大詔令集』卷一〇〇

『全唐文』卷二八四・張九齡

★「或以徇己而貪婪、或以畏法而異愼」十四字有り。

【解説】

碑文は、現在の山東省臨沂市考棚街の東北隅から出土した。ここは今世紀初頭まで歴代、県の治所が置かれた場所であり、「考棚街」という名はこの場所に科擧の試験場があつたことに由来する。

碑は四隅が闕けているため、全体として楕円形となっているが、もとはやや縦長の方形であつたとみられる。一行十九字、全十五行で、界郭があり、一郭の大きさは三センチメートル四方である。

文字は「勅書」部分も「牒」の部分も、すべて楷書である。また終始筆跡が同じであることから、ひとりの人間によって書写されたものと思われる。牒文部分の署名は平出されておらず、氏名毎に一

空格を設けて、縦に続けて記されている。したがって原本の牒と同じ体裁ではなく、刻碑に際して、行数や行間に手を加えていることは明らかであろう。①は勅文とその発布日、②は勅を受けての中書門下から吏部への牒、③は「尚」以下欠字となっているが、おそらく「尚書吏部」と推測され、さらに④の記名から、この勅牒は臨沂県令張中佺が受け取ったと判断される。

二、陝西乾縣「唐令長新誠碑」について

録文、書き下し、語釈、試訳、資料、解説の順に示す。録文・書き下し部分には旧字体を用いる。

【録文】

- 0 (碑額) 唐令長新誠
- 1 御製 令長新誠
- 2 我求令長、保又下人。人之不安、必有所因。侵漁浸廣、
- 3 賦役不均、使夫離散、莫保其身。徵諸善理、寄爾良臣。
- 4 與之革故、政在惟新。調風變俗、背僞歸真。教先爲富、
- 5 惠恤於貧。無大無小、以躬以親。青旌勸農、其惟在勤。
- 6 墨綬行令、孰不攸遵。曷云被之、我澤如春。
- 7 勅旨。中書門下奏聖恩。以令長新誠、賜新除縣令等、
- 8 特垂光寵、載深誠勤。即合人有一本、奉以周旋、不有
- 9 嚴飾、誠恐黷慢。望令集賢院、簡好手寫一百六十三

10 本。仍令吏部連牒各賜一本、仍望頒示天下縣令者。

11 宜依。

12 開元廿四年二月七日

13 承議郎行丞王良輔書

14 朝議郎上柱國令李知止

【書き下し】

御製 令長新誠

(一) 我令長を求めて、下人を保又せんとす。人の安からざるは、必ず因る所有り。(二) 侵漁して廣きを浸し、賦役均しからざれば、夫をして離散せしめ、其の身を保つ莫からん。諸を(三) 善理に徵めて、爾ら良臣に寄す。之と與に(四) 故を革めよ。(五) 政は惟れ新に在り。(六) 風を調え俗を變え、僞に背き真に歸す。先に富と爲るを教え、(七) 貧に惠恤す。大と無く小と無く、躬を以てし親を以てす。(八) 青旌もて農を勸むは、其れ惟れ勤に在り。(九) 墨綬もて令を行はば、孰か攸に遵わざらんや。(一〇) 曷か云に之を被い、(一一) 我が澤は春の如し。

(一二) 勅旨。「中書門下(一三) 聖恩を奏す。令長新誠を以て、新たに除せらるる縣令等に賜い、(一四) 特に光寵を垂れ、深く誠勤を載されんことを。即ち合に人ごとに一本を有ち、(一五) 奉りて以て周旋すれば、(一六) 嚴飾有らず、誠に黷慢を恐る。望むらくは集賢院をして好手を簡び、一百六十三本を寫さんことを。仍りて吏部をして、牒を連ねて各おの一本を賜い、仍りて望むらくは天下の縣令

に頒示せしめんことを。」
宜く依るべし。

開元廿四年二月七日

(一七) 承議郎行丞王良輔書す

(一八) 朝議郎上柱國令李知止

【語 釈】

(一) 我令長を求めて、下人を保又せんとす 令長は県令のこと。

『後漢書』百官志に「県万戸為令、不滿為長（県は万戸は令と為し、満たざれば長と為す）」とあり、県の長官に対して、その治領の戸数によつて令と長という二つの稱謂を使い分けていた。唐では「令」に統一されているが、ここでは敢えて古来の「令長」という稱謂を用いている。保又は安んじ治めること。『書経』多士に「保又有殷（有殷を保又す）」とある。下人は百姓。

(二) 侵漁して広きを浸し 侵漁は漁師が魚を捕らえるように他人のものを侵し取る。

(三) 善理に徴めて 善理は善治。よい政治。善政。徴はもとめる。

(四) 故を革めよ 革故は古いことを改める。

(五) 政は惟れ新に在り 惟新は更新する。新たになる。

(六) 風を調え俗を変え、偽に背き真に帰す 調風変俗は風俗をととのえ、よいものにかえること。帰真はその本来の状態にかえること。

(七) 貧に恵恤す 恵恤は恵みあわれむ。

(八) 青旌もて農を勸むは、其れ惟れ勤に在り 『玉海』等の史料には「青旌」ではなく「責躬（自ら己の身の過ちを責める）」とあるが、陝西省大荔県にあったとされる韋堅書「令長新誠碑」も「青旌」と刻していたようである。本稿では原刻に従う。「青旌」は青色の旗じるし。青は木気すなわち「生」を意味することから、投降を勸告する時などにこれをたてて、不殺の意思を示す。しかしながら、続く「勸農」との関係については、典拠不明。「在勤」は、生活の安定は勤勉しだい、の意。『左伝』宣公十二年に「民生在勤、勤則不匱（民の生は勤に在り、勤なれば則ち匱しからず）」とある。

(九) 墨綬もて令を行はば 墨綬は黒色の印綬。令長（県令）が用いる。

(一〇) 曷か云に之を被い 「曷云」は、いつかここに。之を被うとは、良い政治が乱れた世情を被い、教化することをいうか。

(一一) 我が沢は春の如し 「我沢」は即ち「聖沢」、天子の恩沢。

(一二) 勅旨 勅旨は天子のみことば。「勅旨」の下から末尾の「宜依」の前までが中書門下からの奏上の内容である。これに対し、玄宗が「宜依」と裁可を下し、前段の「令長新誠」を作成したのである。勅旨については、中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九一年）四五九頁参照。

(一三) 聖恩 天子の恵み。

(一四) 特に光寵を垂れ、深く誠勤を載されんことを 光寵は恩寵。誠勤は忠告する、注意する。

(一五) 奉りて以て周旋すれば 周旋はめぐる。ここでは、令長新誠の副本をもつて任地へ赴かせることをさすか。またこの「周旋」と続く「頒示天下」から、県令らは新誠を公開せよとの意を汲み、それがその後の刻碑という行為につながったとも考えられる。

(一六) 蔽飾有らず、誠に驕慢を恐る 蔽飾は飾り立てること。驕慢は軽視する。

(一七) 承議郎行丞王良輔 承議郎は文散官、正六品下。行丞の「行」は品秩より下位の職事官を務める場合に冠せられる。承議郎は正六品下であるから、この場合従六品上以下の「丞」であったと考えられるが、どの官署に所属する「丞」なのか、具体的な官名はわからない。王良輔は不明。

(一八) 朝議郎上柱国令李知止 朝議郎は正六品上の文散官。県令とすれば、畿県のそれに相当する。乾県は、唐代の奉天県にあたり、次赤県に位置づけられる。上柱国は正二品相当の勲位。李知止については拠るべき史料がなく不明。おそらく、このときの奉天県令であり、碑の建立者とみてよいだろう。

【試 訳】

私は令長を任用して、人々を安んじ治めよう。人々の不安というのは、必ず原因がある。広く他人のものを侵し盗んだり、賦役が公平でなかったりすれば、彼らを離散させてしまい、生活を営むことはできなくなる。良い政治を求めて、汝ら良臣に期待する。(任地へ) 赴いて旧き〔悪弊〕を改め、政治を一新するようにせよ。(悪い) 風

俗を改善し、偽りを捨てて真の姿に帰るように。先に富むことを教え、貧しいものたちには恵みを与えよ。大小〔の差別〕なく、親身に務めるように。青旌をもって農業を勧めることは、勤勉如何にある。墨綬〔の印〕を以て政務を行なえば、だれか従わないものがあるか。(良い政治は) いつかここに之を被い、私の恩恵は春のごとくであろう。

勅旨。「中書門下は聖恩をお願い申し上げます。『令長新誠』を、新しく除任した県令らに下賜され、特に恩寵を下し、ねんごろに誠勲を記してください。そして一人一本を有して、奉げもつて〔各地へ〕赴かせれば、〔原文を〕飾ることもなく、軽視することを恐れるでしょう。集賢院にて書の上手な者たちを選び、一六三本を書写させていただくことを望みます。吏部にて牒を連綴し、各々一本を賜い、これによって天下の県令らに示さんとするものであります。」とのことであるから、よろしく手配するようにせよ。

開元廿四年二月七日

承議郎行丞王良輔書す

朝議郎上柱国令李知止

【資料】

『冊府元龜』卷一五八・帝王部・誠励

『玉海』卷三一・御製・唐開元令長新誠

『全唐文』卷四一・玄宗

【解説】

この碑は、清・光緒十年（一八八四）、知州の周銘旂によって、乾州（唐代の奉天県）の州治大堂東北隅の壁中から発見された。碑額の「唐令新誠」は隸書、碑の本文は楷書である。碑尾に光緒十年周銘旂、および同十三年（一八八七）徐敦瀚の跋を刻す。

拓本の大きさは、縦九十七センチメートル、横五十七センチメートルだが、原碑については筆者未確認。

文字は、碑額が唐隸、本文は楷書で、一行二十字、全十四行である。二から六行目までが「新誠」、七行目から十一行目が「勅旨」であるが、いずれも筆跡は同じであり、後段に署名のある王良輔の手によるものと思われる。

三、「勅書」と「新誠」の内容の検討

（一）日付について

まず、この二つの碑文の日付について考えてみたい。「勅書」が二月五日、「新誠」はその二日後の二月七日の日付となっている。『資治通鑑』卷二二四・玄宗紀には、

二月甲寅。宴新除縣令於朝堂。上作令長新戒一篇、賜天下縣令。二月甲寅（五日）、新たに除したる縣令を朝堂に宴す。上「令長新戒」一篇を作り、天下の縣令に賜う。

とある。「新誠」が二月五日に玄宗によって作成され、県令らに下賜

されたことがわかる。

また「勅処分県令碑」に見える「勅書」およびそれに附属する「牒」には、二月五日という日付とともに、新除の県令らに対して朝堂にて食事がふるまわれたことが記されているから、「勅書」が『資治通鑑』にいう二月五日の賜宴に際して出されたものであることは間違いない。では『通鑑』にいうように、五日に作成された「新誠」を刻したはずの乾県新誠碑の日付が、七日になっているのはどうしてだろうか。

乾県新誠碑の後段、中書門下の奏文をみると、「望むらくは集賢院をして好手を簡び、一百六十三本を寫さんことを。仍りて吏部をして、牒を運ねて各おの一本を賜い、仍りて望むらくは天下の縣令に頒示せしめんことを」とあり、これに対して玄宗は「宜依」と裁可を下していることがわかる。そしてこの結果、一六三人分の「新誠」の写本を作成することが決まり、急遽集賢院にて作業が行なわれたのである⁽⁵⁾。できあがった複本が吏部に届けられ、本人に手渡されるまで、少なくとも一兩日は要したであろう。集賢院で作成された複本は、それを受け取った県令の側で、さらに刻碑用に孫本が作成されたと考えられる⁽⁶⁾。乾県新誠碑には「開元廿四年二月七日。承議郎行丞王良輔書す」とあるが、この記事のほかによるべき史料もなく、承議郎行丞王良輔なる人物が、いったいどこに所属していたのかはわからない。したがってこの書写がどの段階のものか確定することは困難であるが、すくなくとも「二月七日」というのは発勅日ではなく、書写日とみてまちがいないであろう。

この乾原新誠碑をはじめ各地に建てられた新誠碑は、その文字や様式、日付に、それぞれ違いがあった。表「令長新誠碑」所在一覧にまとめたごとく、伝世史料その他で往年の存在が伝えられている「令長新誠碑」は、管見の限りでは十二碑（推定立碑を除くと十碑）があるが⁽⁷⁾、そのありようをみると、楷書のほかに篆書のものがあり、勅旨部分を刻さないものもあつたようである。日付についてもまちまちで、開元廿四年二月七日、開元廿五年二月七日、開元廿九年、さらには元和三年、大和九年というものである。ただし、伝世史料における記述も、各碑の文面を細部まで正確に伝えていないものが多いので、原碑・拓本ともに喪失してしまったこんにち、これらの日付が書写日なのか、立碑日なのか、重修日なのかについては、判断のしようがない。

このような、日付も書体も形式もばらばらな各碑のありさまをみると、「新誠」を刻碑することは、当時原則として要求されていたとは思われるが、いつ、どのように刻碑しなければならぬかについての、具体的統一的な指示は無かつたものとみてよいのではなからうか。事実、その後の史料においても、「新誠」を刻碑しなかつたからといって処罰された例は見られないのである。

(二) 内容について

つぎに「勅書」と「新誠」の内容についてみてみたい。両者はいずれも新除の県令に対して渡された、着任に先立って職務の心得を

訓示したもの、すなわち誠励文である。双方ともに玄宗から下された王言ということになるが、「勅書」は張九齡が作成したものであり、「新誠」は玄宗自身の作である。張九齡の「勅書」が、任務を怠れば処罰し、まじめに政務に励めば必ずや栄転があると約束しているのに対し、玄宗の「新誠」にはそのような具体的な文言は入っていない。この点「勅書」のほうが、より現実的な印象を受けるが、庶民を困窮から救い導き、まじめに政務を果たすように、という要旨は、両文書ともに同様である。相重複するような文書が、なぜいつときに作成されたのだろうか。

両者を文のかたちの違いで見ると、張氏「勅書」が四六駢儷文で書かれているのに対し、玄宗「新誠」は、偶数句の末に結韻がほどこされた韻文である。また「新誠」の後段には勅旨があり、そこに「中書門下聖恩を奏す」といい、さきの『通鑑』にも、玄宗が二月五日に「新誠」を作成したことが記されていた。これらの点をふまえると、両文書の公布に関して、次のような情況が浮かび上がる。

開元廿四年二月五日、県令らを招いた宴会に臨席した玄宗は、その場で、中書門下の要請に従って「聖恩」つまり「新誠」を作成した。おそらく、できあがった御製「新誠」は、集まった県令らに対し、その場で誦読されたのだろう。そして賜宴が終わったのち、「新誠」の複本が作成され、参加者それぞれに渡されたのである。

皇帝がみずから作成した端正な文章は、県令の心得として背誦され、或いは彼らの手を経て、石に刻された。所在の街頭にたてられた碑は、それを目睹した人々に強い印象を与えたであろう。そして

同時にそれを立碑公開した県令自身にも、皇帝からの誠励を承けることの責任を、自覚させたと考えられる。「新誠」の文面が公開されることで、衆目の監視によって、それにもとる行為の濫溢が牽制されることを、朝廷は期待したのではなかったか。

県令の職務に対するあるべき態度を希求する点では「勅書」も「新誠」も同じであるが、「勅書」が罰則や褒賞を提示して効果を期待するのに対し、「新誠」は誦まれることにより自発的に、ないしは刻碑されることにより衆目を利用して、県令自身の自覚を促そうとしている。これは当時にあつては、ふたつながら関かすことのできないものであつた。すなわち、「勅書」がいうように、当時の県令クラスには、褒懲をかざして脅しをかけなければ、地に依つて好き勝手に振舞うものたちが既に多くあつた。そして、そうした風潮のなか新しく着任していく県令らに対して、彼らが任地で担う権威の源は、一に朝廷に帰するのだということ、あらためて理解させておく必要が生じていた。新除県令を朝堂に集めての「賜宴」も、「勅書」「新誠」も、目指すところは唐朝の地方における人心掌握にあり、これらはいずれも、そのための対策であり、布石だったとみるべきではなからうか。

四、誠励と玄宗期の県令

さて、このようにみえてくると、「新誠」は各地で刻碑されることによつてその効果を期待できたはずであるが、先にみたとおり、実際

には刻碑を徹底させるための細則は設けなかったらしい。あるいは、ただ連鎖的に刻碑が行なわれたということも考えられなくはないが、「令長新誠」ならともかく、「勅処分県令碑」のごとき御著でない文書まで碑に仕立てられていることを思えば、このとき刻碑に関してなんらかの要請はあつたのではないかと思われる。そして各地に立てられた各種各様の「新誠碑」のありようは、その刻碑に関する周知不徹底の結果であろう。ではなぜ、皇帝のことばを刻碑するのに、こうしたゆるやかな指示でよしとされたのだろうか。

唐代における県令の採用については、貢奉（科奉）、高位者の推薦（薦奉）や門蔭、人事異動などの方法があり、なかでも推薦による場合が最も多かったといわれる⁽⁹⁾。しかし現実には、県令の職はあまり人気がなく、どちらかといえば敬遠されていた。玄宗は帝位についてまもない頃から、地方教化のためには刺史県令の人材確保が重要とみて、そのための施策をおこなっている。

まず開元四年（七一六）十一月には、県令の勤務評価に関して、それまでのきびしい評価基準を改め、在任中に、戸口が増えたり、豊作であつたり、職務態度が勤勉であつたり、賦役を均等にしたりした者については、所轄の州は最上の評価を与えるようにという詔⁽⁹⁾をだしている。

県令職の不人気と職務の腐敗は、この後も続いたらしく、開元元年（七一二）・七年（七一九）と十八年（七三〇）には京畿県の県令に対して、開元十六年（七二八）と廿二年（七三四）には諸州の県令に対して、それぞれ誠励が出されている。また開元九年（七二二）

には、五品以上の高官らに対して、県令職に堪える人材を推薦するようにとの命令も出ており⁽¹⁰⁾、さらに洛陽朝堂での賜宴の前年、つまり廿三年（七三五）には、牧宰挙という制挙が行なわれて、県令への人材登用が試みられている⁽¹¹⁾。

このような県令職が敬遠される状況が現れたのは、当時常に官職が売り手市場であったというのではなく、唐朝建国以来百余年が過ぎ、国内で大きな戦乱もなく、失業していてもさほど生活に困ることのない世の中が続いていたからではないだろうか。士人らにとつて官職は社会的地位の象徴としての意味合いが強く、あえて条件が悪く評価もされにくい職場を、わざわざ選ぶ必要はなかったと考えられる。

「勅書」にいう、「唯だ才實を取り、官資を務むるに非」ざる人材を採用した、というのはそのまま、たてまえとしての文言ととらえることも可能ではあるが、就任したばかりの県令に対し、実務に長けた有能な人材として、あえて官吏としての資格は問わずに登用したのだ、とその自尊心を高揚させておくことの意味は大きい。頼るに足る家柄もなく、科挙を受け、実力で宰相の地位に上り詰めた張九齡が筆をとった文章であることの意味が、そこに看取できるのである。

さきに唐代の県令の登用に関して、高官の推薦が多く行なわれたことを述べた。これはたんに門閥が大きな影響力をもっていたというだけではなく、同時に推薦者と被推薦者の関係において、褒懲を連帯するという面があった。つまり被推薦者が任務において失態を

犯した場合には、推薦者も責任を追及されるのである⁽¹²⁾。

「勅書」はこのあと「吏曹をして、才幹を精選せしむ。卿等各おの推擇を膺け」と続く。「才實」を評価されて県令候補となった者も、採用が承認されるまでには、さらに吏部の厳選と、おそらく従来どおり高官の推薦とを求められたことがうかがえる。こうした推薦は、朝廷にとつては保険のようなものであり、候補としてあげられる際には不問としても、実際に採用を決定する段階では、やはり必要とされていたとみるべきであろう。

そして開元廿四年のこのときも、こうした採用決定段階での推薦を従来どおり行なったことで、唐朝としては、「新誠」の刻碑の徹底など、これ以上の細かい措置は必要ならうと判断した。すなわち「新誠」の副本を下賜しながら、碑として立てる際の具体的制約を設けなかったのは、地方における人心掌握を重要視しながら、いまだ危機意識をもつほどには至っていなかった当時の状況が、背景にあったといわねばならない。

おわりに

本稿では、山東臨沂「勅処分県令碑」と、陝西乾県「唐令長新誠碑」とを材料に、開元廿四年二月五日に洛陽の朝堂に新除の県令を集めて行なわれた賜宴や、その前後の県令採用に関する状況を考察した。

碑文の原本となった「勅書」や御製「新誠」は、いずれも二月五

日の賜宴に臨んで作成された。両者は県令除任の際の心得という点で内容的に重複するものであるが、「勅書」が褒懲を掲げて県令への誠励としているのに対し、「新誠」は誦読され、公開されて衆目を集めることで、著者である皇帝の權威によって、県令に自覚を促そうとするものである。ただし、碑に仕立てる際の、期限や方法に関する細則は示されなかった。この理由は次のように推測される。

唐代の県令採用に際しては、高官の推薦が一般に行なわれており、推薦者は被推薦者の勤務態度に対して責任を負っていた。これは推薦された者の行為を律する、一番効果的な方法でもあった。開元廿四年の県令採用の際にも、才能によるといいながら、この推薦方式は従来どおり行なわれた。こうして既に推薦という保険をかけ、皇帝が賜宴を張り、「勅書」と「新誠」を渡したことで、朝廷としては、新除の県令らに対し、やるべきことはやったという意識があつたのではなからうか。

このようにみてみると、玄宗が地方の政治的安定をはかり、県令の職を重要視していたことは確かであろう。ただし、実際にタガがゆるみ始めていた当時の状況を、玄宗自身がどこまで正確に認識していたかはたいへん疑わしい。施策は実際に行われることで効果をもたらすのであるが、「新誠」の刻碑に特段の制約を設けず、「勅書」の「善なる者有れば、遠きと雖ども必ず升り、能なる者無くば、縦い近きとも必ず廢す」という文言すら、実際には徹底されていなかった⁽¹³⁾。地方と朝廷とのつながりの強化を企図しながら、策の全うを怠り、県令職の意識を引き上げられないまま⁽¹⁴⁾、結果として

地方における唐朝の權威と信頼を失っていくのである。本稿で取り上げた二つの碑刻は、こうした当時の政情の一端を示しているといえよう。

註

(1) 臨沂市博物館・馮沂「山東臨沂市發現唐代石碑」(『考古』総二二〇期、一九八六年第一期、九〇頁)

(2) 陝西省乾県の「令長新誠碑」は、光緒十年、乾州志(周銘旂纂輯・光緒『乾州志稿』十四卷及び『乾州志稿補正』一卷)編纂のために州治に赴任してきた周銘旂によって発見された。このときの状況について、彼は同碑の尾刻に次のように述べている。

大堂東北隅敗壁頽然、嵌有古石刻。向無知之者。光緒甲申、方有事州乘、循索及之。諦審爲唐開元新誠。末署王良輔書。石雖剝落、字頗完好。相傳州治爲唐德宗故行在。迭經修葺、堂基未改。豈爾時即置壁間耶。千百年、故物復播人間。而月日乃恰與碑書適合、蓋亦二月七日也。既收入州乘、亟命移置花廳、與鑑別家共賞之。權知州事山左周銘旂併識。大堂の東北隅の敗壁頽然(くずれ)し、嵌に古き石刻有り。向に之を知る者無し。光緒甲申(一八八四年)、方に州乘(州の歴史書、即ち乾州志の編纂)に有事(従事)せんとするに、循り索めて之に及ぶ。諦審(つまびらかに調べ)して唐開元新誠と爲す。末に「王良輔書」と署す。石

は剥落すると雖も、字は頗る完好なり。相傳るに州治は唐徳宗の故行在爲り。迭みに(たびたび)修葺を経るも、堂基は未だ改めず。豈に爾時即ち壁間に置かれたる耶。千百年、故物復た人間に播(うつ)る。而るに月日は乃ち恰も碑書と適合し、蓋し亦た二月七日なり。既に収めて州乘に入る。亟に命じて花廳に移置し、鑑別家と共に之を賞す。權知州事山左周銘旂併びに識す。

また「勅旨」と周銘旂の跋文の間に、清・徐敦翰の跋がある。「光緒丁亥(一八八七年)閏四月、嵌於靜樂軒東壁。知乾州事浙西德清徐敦翰識」とあるのがそれで、碑は周銘旂の発見から三年後、靜樂軒という建物(州治内の建物か?)の東壁に嵌め込まれたようである。

(3) 歐陽脩『集古録跋尾』卷六・唐令長新誠には次のようにいう。

其後天下爲縣者、皆以新戒刻石、今猶存者余之所得者六、世人皆忽、不以爲貴也。

其後天下に縣を爲(治)むる者、皆な新戒を以て石に刻す。今猶お存する者の余の得る所は六、世人皆な忽せにし、以て貴しと爲さざる也。

(4) 唐代の諸県については、史料によって、記述に若干の相違みられる。ここに『通典』卷三三・職官の記事をあげておく。「内は原注である。

大唐縣有赤三府共有六縣、畿八十二、望七十八、緊百

一十一、上四百四十六、中二百九十六、下五百五十四、七等之差[京都所治爲赤縣、京之旁邑爲畿縣、其餘則以戶口多少、資地美惡爲差]。凡一千五百七十三縣、令各一人。書写人について「新誠」の後半の牒に「望むらくは集賢院をして好手を簡び」とある。『唐六典』卷九・集賢院の条に、「書直及寫御書一百人」とあり、このときも多くこうした人々が書写にあつたものと思われる。

(6) 刻碑に際しては、集賢院写本からさらに孫本が作成されたと思われるが、その書写人名がわかるのは、乾泉(承議郎行丞王良輔書)のほかは、穰泉(太室山人劉飛書)、虞城泉(王通書)、馮翊泉(朝請大夫守泉令韋堅正書)である。

とくに同州馮翊泉にあつた韋堅書とされる碑については、この碑に刻される「朝請大夫守縣令韋堅正書」という文言が議論をよんだ。朝請大夫は従五品上の散官であり、同州の泉令は正六品上の職事官である。従五品上の散位をもちながら、正六品上の職事官を担当する場合は「行」が冠せられるはずで、ここに「守」とあるのはおかしい。また、新旧唐書の韋堅伝には、韋堅が泉令としては長安・奉先の、いずれも唐代の京兆府内の諸県を知めたことしか記されていない。

『古泉山館金石文編』では、ここにいう「守泉令」は奉先の泉令(京兆府内の泉令は正五品上の職事官)であることをいっているのであつて、この碑はもともと奉先にあつたのを、同州馮翊泉に流入したのだ、という。

唐之奉先爲同州屬縣。此刻聖署銜朝請大夫守縣令者、當即奉先縣令也。惟六典言、凡任官、階卑而擬高曰守、階高而擬卑曰行。唐之文散階朝請大夫乃五品上、而縣令有京畿及上中下之別、京縣令乃正五品上、畿縣令乃正六品上、則韋堅所任之奉先縣、蓋以京縣令、而階卑於官、故曰守也。…（中略）…不知何以此刻流入同州、豈今之大荔縣、實即唐之奉先耶。

唐の奉先は同州の屬縣爲り。此の聖署銜して「朝請大夫守縣令」と刻す者、當に即ち奉先縣令なり。惟うに『六典』言えらく、凡官を任ずるに、階卑しく而して高きに擬すは守と曰い、階高く而して卑に擬すは行と曰う。唐の文散階朝請大夫は乃ち五品上、而して縣令は京畿及び上中下の別有り、京縣令は乃ち正五品上、畿縣令は乃ち正六品上なれば、則ち韋堅任ずる所の奉先縣は、蓋し京縣令を以てす、而らば階は官於り卑しく、故に守と曰う也。…（中略）…何ぞ此刻を以て同州に流入せるかを知らず、豈に今の大荔縣は、實に即ち唐の奉先なる耶。

『金石統編』引、清・瞿中溶撰『古泉山館金石文編』これに対して『金石統編』では、韋堅は馮翊の令であったことはなく、碑を長安や奉先から馮翊に移したわけではない。現在この碑は長安・奉先・馮翊のいずれにも存在しない。韋堅は宰相世系表によれば韋城縣男（從五品上）に相当する爵位）であったのだから、守県令という肩書きもここによるの

だ、という説明である。

大荔則唐之馮翊縣。堅未嘗守馮翊令、豈是刻由奉先長安而移於馮翊耶。今訪之長安・蒲城（奉先）・大荔（馮翊）、皆無此石。堅爲李林甫中傷死於貶所。宰相世系、聖刑部尚書・韋城縣男、從顯秩也。

大荔は則ち唐の馮翊縣。堅は未だ嘗て馮翊令を守らず、豈に是の刻奉先長安由り而して馮翊に移る耶。今之を長安・蒲城（奉先）・大荔（馮翊）に訪ぬるも、皆な此の石無し。堅は李林甫の中傷が爲めに貶所に死す。宰相世系、堅は刑部尚書・韋城縣男、顯秩に従うなり。（清・陸耀通『金石統編』卷七）

しかしこれらの説明は、細部はまことに粗末なものといわざるをえない。唐初、奉先は同州に所屬していたが、開元四年にはすでに京兆府に入れられている。同州の州治大荔（馮翊）と奉先とは、過去も現在も別の地であるから、『古泉山館金石文編』の大荔（馮翊）＝唐代奉先説は成立しない。また韋堅が韋城縣男を授けられたのは、天寶三載であり、これが開元廿五年に書かれたことをふまえば、『金石統編』の「顯秩（高い官位）に従る」というのも、肯首できない。そもそも爵位の「県男」を「守県令」などと著すことはないはずである。

ただし、かつて碑が馮翊県に存在していたことは確かなようで、そこに「朝請大夫守縣令韋堅正書」とあったこともま

た事実であろう。先の清人の議論は、韋堅と馮翊県との関係を明らかにしようとして生じたものと判断できる。では馮翊に立っていたこの碑と、韋堅との関係はどうみればよいか。

まず「朝請大夫守縣令」という肩書きが可能なのは、『古泉山館金石文編』が傍証に引く『六典』にもあるように、朝請大夫の散階（従五品上）をもちながら、かつ職事官として京県の県令（萬年・長安・河南・洛陽・奉先・太原・晋陽の各県の県令で、正五品上）をつとめる場合に限られる。『旧唐書』卷一〇五・韋堅伝によれば、開元廿五年（以後天宝元年三月まで）に韋堅が赴任したのは、京県であるところの長安県である。長安県令以前の職事は判明しないが、仮に奉先令であったとして、奉先県も京県であることにかわりはない。すなわち、韋堅は開元二十五年前後、確かに「朝請大夫守縣令」の肩書きをもっていたと思われる。

そして、この碑文の原本が、集賢院写本を底本にして、刻碑のために作成された孫本だと考えれば、碑の所在地である馮翊と、韋堅の勤務地とを、無理に関連付ける必要はないのである。開元廿五年のこのとき、馮翊令となった人物が、奉先もしくは長安県令であった韋堅に、刻碑用の写本を依頼した、と考えるのが説得的であろう。韋堅はこの碑が馮翊に立つものであることを承知しており、自分がどういう立場で依頼を受けたのかを理解していたからこそ、署名時に自分の散階のみを記し、治県名を書かなかつたのではなからうか。

(7) 諸文献中の記載には、碑の存在を確認したうえで書いたもののほかに、拓本によつたもの、他文献を引用しただけのもの、更には碑の存在を推定しただけのものなどがある。「推定立碑」としたのは、史料に「碑も拓本も伝承もないが、おそらくあつたと思われる」という言い方しかなされてない場合である。

例えば表⑥河南浚県碑については、
按此在開元時、諸縣悉有此刻。而濬（浚）於開元時爲黎陽縣。當亦一例刻石、故据補、以俟採訪。

按ずるに此れ開元の時に在りては、諸縣悉く此刻有り。而て濬（浚）は開元の時に於ては黎陽縣爲り。當に亦た一例（一樣）に石を刻すべし。故に据りて補い、以て採訪を俟つ。

（清・武穆淳修、熊象階纂、嘉慶六年刊『濬縣志』金石録）

⑦安陽県碑については、

安此在開元時、諸縣悉有此刻。安陽殆亦例置之、故据補。安ずるに此れ開元の時に在りては、諸縣悉く此刻有り。安陽も殆ど亦た例ね之を置く、故に据りて補う。

（明・武億輯『安陽県金石録』・卷四）

と記している。

(8) 唐代における県令の選任方法については、黄修明「唐代県令考論」『四川師範学院学报 哲社版』一九九七・四、初出。『複印報刊資料 魏晉南北朝隋唐史』一九九七・五、再録）に考察がある。黄氏は、科挙・薦挙（高官の推薦）・門蔭・

調任の、おおむね四つの方法があったとして、それぞれ史料をあげて説明している。ただし、挙げられた史料のなかには、本来いずれに区分すべきか判断しかねるものもあり、選任方法の個別検討については、今後の研究に待ちたい。

なお、唐代の県職に関する先行研究は少ない。管見の限りでは、王寿南「論唐代的県令」(『政治大学学报』一九七二年二五期)、礪波護「唐代の県尉」(『史林』五七・五、一九七四年九月。同氏『唐代政治社会史研究』同朋舎出版、一九八六年、所収)、張榮芳「唐代京兆府領京畿県令之分析」(『黄約瑟・劉健明合編『隋唐史論集』香港大学亚洲研究中心、一九九三年)などがある。

(9) 『冊府元龜』卷六三五・銓選部・考課に収められた詔には、つぎのようにいう。

(開元四年) 十一月詔曰、撫字之道在於縣令。不許出使、多不得上考、毎年選補、皆不就此官、若不優矜、何以勸獎。其縣令在任、戸口增益、界内豐稔、清勤著稱、賦役均平者、先與上考、不在當州考額之限也。

(開元四年) 十一月詔して曰く、撫字(いづくしみ養う)の道は縣令に在り。出使を許さず、多く上考を得ず、年毎に選補も、皆な此の官に就かず。若し優矜(あわれみの気持ちをもって思いやる)せざれば、何を以てか勸獎(はげまし勉める)せん。其の縣令の任に在りて、戸口增益し、界内豐稔し、清勤著稱、賦役均平なる者、先ず上考を與え、

當州の考額の限に在らざるなり。

ここには、県令とはいへ、現地に縛られたうえに勤務評価がきびしく、出世の道がないことを恐れて、就任したがい者がすでに多くいたことが述べられている。

(10) 開元時期の県令推薦については、『冊府元龜』卷六八・帝王部・求賢に次のような記事がある。

(開元九年) 四月勅曰、…(中略)…宜令在京五品以上清官、及諸州刺史、及四府上佐、各舉縣令一人、並限勅到十日内、京官封狀進外官附狀奏。所舉人得官以來、一任之中、能有善政、及不稱所舉、其舉主應須褒貶。

(開元九年) 四月勅して曰く、…(中略)…宜く在京五品以上の清官、及び諸州刺史、及び四府(京兆府、河南府、河中府、太原府)の上佐をして、各おの縣令一人を擧げよ。並びに勅到りて十日の内を限りとし、京官は状を封して進め、外官は状を附して奏せ。擧る所の人官を得てより以來、一任の中、能く善政有り、及び擧る所に稱わざれば、其の舉主は應に須く褒貶すべし。

(11) 開元廿三年正月の籍田赦文に、
其才有王霸之略、學究天人之際、知勇堪將帥之選、政能當牧宰之擧者、五品已上清官及將軍・都督・刺史、各舉孝悌力田鄉閭推挹者、本州長官勸責、有才堪應勳者、各以名奏。其の才の王霸の略(王道と霸道のはかりごと)有り、學の天人の際を究め、知勇の將帥の選に堪え、政の能く牧宰の

舉に當る者は、五品以上の清官、及び將軍・都督・刺史をして、各おの孝悌（孝行）力田（農業にはげむ）もて郷閭の推挹（推し進める）せる者を擧げ、本州長官は勸責し、才勤めに應たるに堪う者有らば、各おの名を以て奏せ。

〔唐大詔令集〕卷七四・籍田

とあり、ここに基づいて行なわれた制舉であつたと考えられる。しかし実際にこの牧宰舉によつて登用された例は、張秀明、崔国輔の二名が判明しているだけであり（清・徐松撰、孟二冬補正『登科記考補正』北京燕山出版社、二〇〇三年、卷八、参照）、開元廿四年二月五日の賜宴に招かれた新除の県令の多くがこうした牧宰舉の例であつたとは考えがたい。

(12) 前掲註(10)『冊府元龜』史料参照。

(13) 開元廿八年（七四〇）六月、淮南道採訪使李知柔がつぎのように入奏している。

縣令考滿、准格交付戸口食糧。臣近巡按諸州、多有考秩向終、替人未到、請假便去。望每至考滿年、州司不得給假。

如有先請假未還、考滿者、勒到百日內卻赴任、准格交付戸口食糧。違者量殿三數選。

縣令は考滿つれば、格に准じて戸口食糧を交付す。臣近この諸州を巡按するに、多く考秩の向に終り、替人の未だ到らず、假を請いて便かに去る有り。望むらくは考滿年に至る毎に、州司は假を給うを得ざらんことを。如し先に假を請いて未だ還らず、考滿る者有らば、勒して（強制的に）

百日に到るの内もて卻りて任に赴かしめ、格に准じて戸口食糧を交す。違者は殿三（殿最？）を量り選を數む。

〔唐會要〕卷六九・県令

任期が終了したにもかかわらず、交替の県令が来ないので、暇を請い任地を後にするものが多くいたことが報告されている。加えて李知柔の建議は、こうした行為に対し、勤務評価を下げることで対処しようとするもので、なんら抜本的な解決策になっていない。

(14) このち天宝期に入ると、郎官や御史といった中央官は、県令として実績があつた者の中から選任するなど、朝廷は県令職そのものに対する意識を高めるための対策を打ち出す。

天宝九載三月十二日勅。：（中略）：自今已後、郎官・御史、先於縣令中三考已上、有政績者取。仍永爲常式。

天宝九載三月十二日勅。：（中略）：今自り已後、郎官・御史は、先ず縣令中三考已上の、政績有る者於り取れ。仍りて永く常式と爲す。〔唐會要〕卷六九・県令

〔付記〕本稿は、二〇〇四年度明治大学阿部英雄研究奨励金による研究成果の一部である。

「令長新誠碑」所在一覽

所在地 (現在の地名)	記年	書体	立碑者	書者	備考	所載史料
①河内県 (河南省沁陽県)						宋・趙明誠『金石録』目録 宋・歐陽脩『集古録跋尾』卷六 宋・陳思『寶刻叢編』卷六 清・道光五年刊『河内県志』卷二十 清・黄叔〔王敬〕『中州金石考』卷五
②虞城県 (河南省虞城県)	元和三年	篆書		王通		宋・趙明誠『金石録』目録 宋・歐陽脩『集古録跋尾』卷六 宋・鄭樵『金石略』 清・黄叔〔王敬〕『中州金石考』卷三
③汜水県 (河南省汜水県)			馮宴			宋・歐陽脩『集古録跋尾』卷六 宋・陳思『寶刻叢編』卷五 清・黄叔〔王敬〕『中州金石考』卷一
④穰県 (河南省鄧県)	開元廿九年		徐抗	劉飛		宋・歐陽脩『集古録目』卷六 宋・歐陽脩『集古録跋尾』卷六 宋・陳思『寶刻叢編』卷三 宋・撰人不詳『寶刻類編』卷三 宋・鄭樵『金石略』 清・黄叔〔王敬〕『中州金石考』卷八
⑤許州舞陽県 (河南省舞陽県)	大和九年		李易簡	鄭宗冉	勅書無し	宋・歐陽脩『集古録目』卷三 宋・歐陽脩『集古録跋尾』卷六 宋・撰人不詳『寶刻類編』卷五
⑥黎陽県 (河南省浚県)	開元廿四年二月				推定立碑	清・嘉慶六年『浚県志』金石録卷上
⑦相州安陽県 (河南省安陽県)	開元廿四年二月				推定立碑	明・武億輯『安陽県金石録』卷四
⑧趙州平棘県 (河北省趙県)	開元廿四年二月					宋・陳思『寶刻叢編』卷六
⑨趙州房子県 (河北省臨城県)	元和九年	楷書				宋・趙明誠『金石録』目録 宋・撰人不詳『寶刻類編』卷五
⑩京兆奉天県 (陝西省乾県)	開元廿四年二月七日	楷書	文字無し	王良輔		清・光緒十年『乾州志稿』卷十 清・劉声木『統寰宇訪碑録』卷十一 『關中金石文存逸考』卷九
⑪同州馮翊県 (陝西省大荔県)	開元廿五年二月七日	楷書		韋堅		清・陸耀遹『金石統編』卷七 清・孫星衍『寰宇訪碑録』卷三 清・毛鳳枝撰『關中金石文字存逸考』卷八
⑫合州赤水県 (四川省合川市)	開元廿四年 (宋景祐中重刻)				重刻	宋・王象之『蜀碑記』卷二 『輿地碑記目』卷四



图1 勅处分县令碑拓本

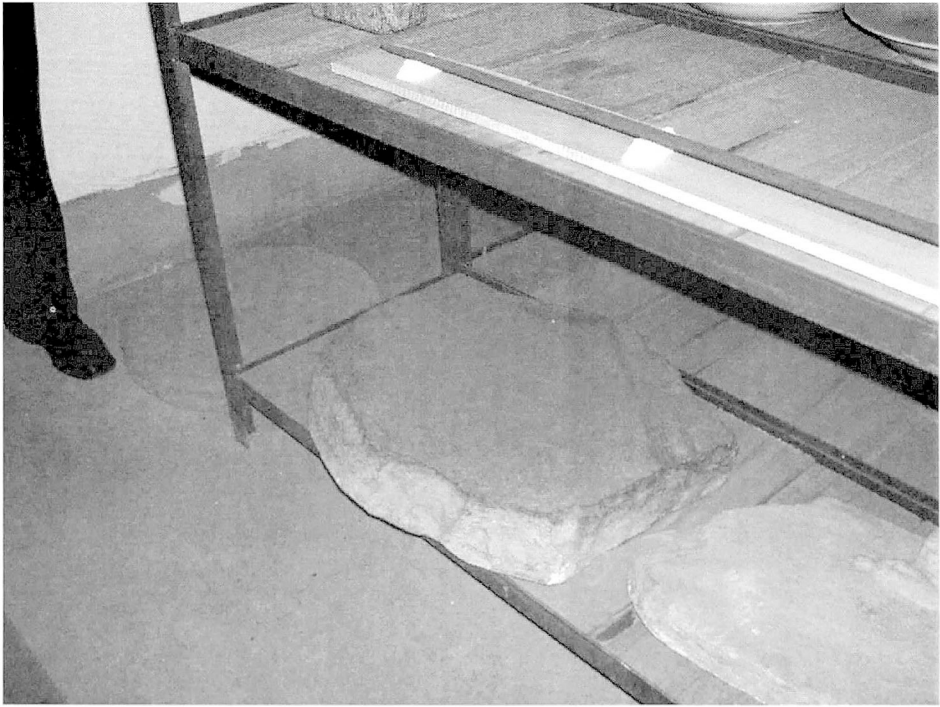


图2 勅处分県令碑刻石（山东省临沂市博物馆藏）



図3 唐令長新誠碑拓本 (『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』より)